

ID: 1720

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	第一号事業支給費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の3		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 (指定事業者による第一号事業の実施) 第百十五条の四十五の三 市町村は、第一号事業（第一号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定事業者」という。）の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費を支給することにより行うことができる。 2 前項の第一号事業支給費（以下「第一号事業支給費」という。）の額は、第一号事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額とする。 3 居宅要支援被保険者等が、指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行われる当該第一号事業を利用したときは、市町村は、当該居宅要支援被保険者等が当該指定事業者を支払うべき当該第一号事業に要した費用について、第一号事業支給費として当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。 4 前項の規定による支払があつたときは、居宅要支援被保険者等に対し第一号事業支給費の支給があつたものとみなす。 5 市町村は、指定事業者から第一号事業支給費の請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより審査した上、支払うものとする。 6 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。 7 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。			
標準処理期間	30日		
備考	地域支援係		
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日